



人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

# 人権相談員便り [ 結び ]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

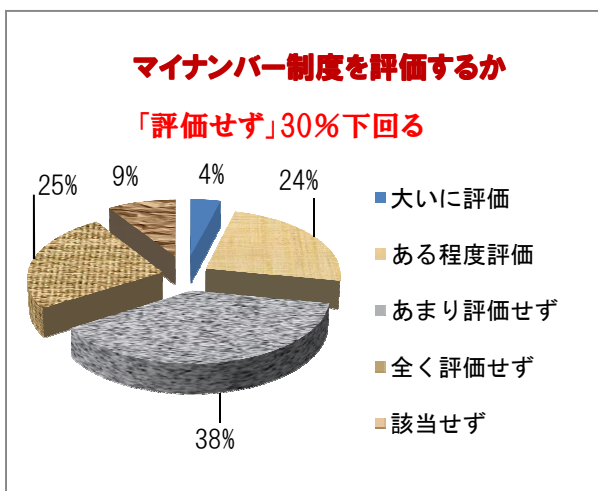
## 個人番号カードはほんとうに必要ですか？特定秘密保護法に続く、共通番号(マイナンバー)法の狙いとは!?

### マイナンバー制度について考える!



#### ◆マイナンバー制度、「知らない」45.1%

あなたは、「共通番号(マイナンバー)制度」を知っていましたか？ 10月に行ったNNNの世論調査ではマイナンバー制度について「全く知らない」「名前だけは知っている」という人は45.1%に上りました。一方、NHKの世論調査で、マイナンバー制度の運用が来年1月から始まることを評価するかどうか尋ねたところ、「評価する」と答えた人は30%を下回ったのに対して、「評価しない」と答えた人は60%を超えました。



マイナンバー制度は、国が10月5日時点で、日本に住民票がある一人一人に割り当てる12桁の番号で、税や社会保障などの個人情報を一元的に管理します。それぞれの個人番号を記載した「通知カード」が10月以降、市区町村から住民票の住所地に簡易書留を使って世帯単位で送られます。個人番号カードの申請書も入っています(申請は、

あくまでも任意)。来年1月1日からは個人番号カードの交付が始まります。このカードには顔写真付きのICチップが搭載され、将来的には健康保険証やクレジットカードなど他のカードも統合する計画があるといえます。

所得や納税の記録が結び付けられ、健康保険組合などは予防接種やメタボ健診の情報を個人番号で管理できるようになると謳われています。2018年からは、金融機関の預金口座を個人番号と結び付けるかどうか預金者が任意で選びます。

企業は来年1月から源泉徴収票への記載などのため従業員のナンバーを収集、管理することが求められます。

#### ◆市民は丸裸、会社の負担は過重に

「行政の効率化、税の負担と給付の公正、国民の負担軽減及び利便性の向上」を謳い文句にしていますが、はたして、あらゆる個人情報が一つのカードに集約され、それを国が一元管理していくことは、まさに市民は丸裸にされるに等しい。ましてや、個人情報の流出の危険性がかねがね指摘されてきましたが、悪用される危険性がむしろ高まっているといえます。アメリカでは成りすまし損害額は2兆円以上といわれています。

会社などの法人には過剰な負担を強いることとなります。社会保険や税務関係書類に、従業員の個人番号や顧客の個人番号を記入して関係官庁に提出する義務を負います。そのため、個人情報の保管等に特別な措置を講じる必要があり、その費用や手間は多大なものがあります。

それでもセキュリティに完璧はありません。必ず狙われることとなります。

## Q&A 共通番号(マイナンバー)制度

共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会(略称：共通番号いらないネット)が作成配布しているリーフレットから、「マイナンバー制度に関するQ&A」を抜粋して紹介します。

### Q 通知カードを受け取りたくないのですが？

A 通知カードを返上しても個人番号は付番され、また返上が多かったからといって番号制度が廃止されるということでもありません。大事なことは、より多くの人々がそれぞれの方法で、番号制度への反対の意思表示をすることです。

2016年1月から、番号法で利用が定められた行政等の手続きでは、個人番号(マイナンバー)の記入が求められます。その際に番号の確認と身元確認のために、本人確認書類の提示を受けなければならないことになっています。

本人確認書類は、個人番号カード、または通知カード+運転免許証やパスポートなどの顔写真付書類となっています。ただ通知カードを返上して持っていないくても、健康保険証など2種類の公的書類の提示など代替の方法があり(番号法施行規則。以下を参照)、通知カードがなくても多少の不便はあっても必要な手続きは可能です。また、有料ですが通知カードの再交付も可能です。

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangos\\_eido/pdf/kakunin.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangos_eido/pdf/kakunin.pdf)

### Q 個人番号を書かなかっただけでどうなりますか？

A 年金、福祉、保険給付や税申告などの手続きでは、番号を記載しなくても従来同様の本人確認によって手続きできます。番号法に個人番号の記入を義務づける規定はありません。記載されなかった場合、個人番号を行政内部で調べて記載する扱いになっています。国税関係では、番号記載が義務づけられていますが、記載がない場合でも受理すると国税庁は説明しています。いずれの場合も記載を求められますが、番号を記入したくない思いを伝えることは可能です。

住所を喪失しているなどの理由で、通知カードを受け取れず個人番号が付番されていない人は、そもそも記載できません。生活保護申請でも番号記載を求められますが、記載がなくても申請は受

けることになっています。社会的に弱い立場では、記載がないことを理由に申請を拒まれるおそれがあり、泣き寝入りしないよう社会的な支援が必要です。

### Q 会社や学校ぐるみで個人番号カードを「一括申請」することは？

A 政府は総務省令の改正という手続きだけで、法人などの団体が個人番号カードの「一括申請」を可能にしようとしています。これはまさに個人番号カードの普及強化策です。「一括申請」は「イヤだ」と思う人に対してかなりプレッシャーを与えることになるでしょう。

労働組合のある職場のみなさんには、特に組合として当局に対して「一括申請」を行わないよう要求してください。会社にとって負担増になることなので、利害が一致する面もあります。労働組合がない職場でも自分の思いを伝えましょう。制度の趣旨はあくまでも個人の意思に基づく本人申請です。

\* \* \*

共通番号いらないネットは、「共通番号が税と社会保障の不公平を是正することは決してない。真に手を差し伸べるべき人を大事にできる社会が良い。制度の狭間にある人を救えるしくみがある社会が良い。それらと逆行する共通番号制度はいらぬ。共通番号の真の目的は市民に対する管理や監視の日常化と精微化である」と訴えています。

実際、マイナンバー法では、正当な理由のない第三者への提供などに罰則が定められていますが、抜け道があって、第19条で「政令で定める公益上の必要があるとき」には、第三者に提供できるようにしています。この個人情報を提供できる相手が、捜査機関・公安調査庁などに広く認められました。裁判所の令状も必要ありません。

「マイナンバーは国民を監視したい政府の側からすれば非常に便利な道具。特定秘密保護法と連動して国民を管理するための制度だ。治安維持への活用にも道を開いた。国民が政府をしっかりと監視しない限り、権力の増長は止められない」と指摘する大学教授もいます。

私たちもこの制度の本質をしっかりと掴んで、対応策を考えていく必要があります。